

4

令和 7 年第 5 回

多治見市議会定例会追加議案

令和 7 年12月 2 日

目

次

議第144号 多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて……………	1
---	---

多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月2日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・

保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。